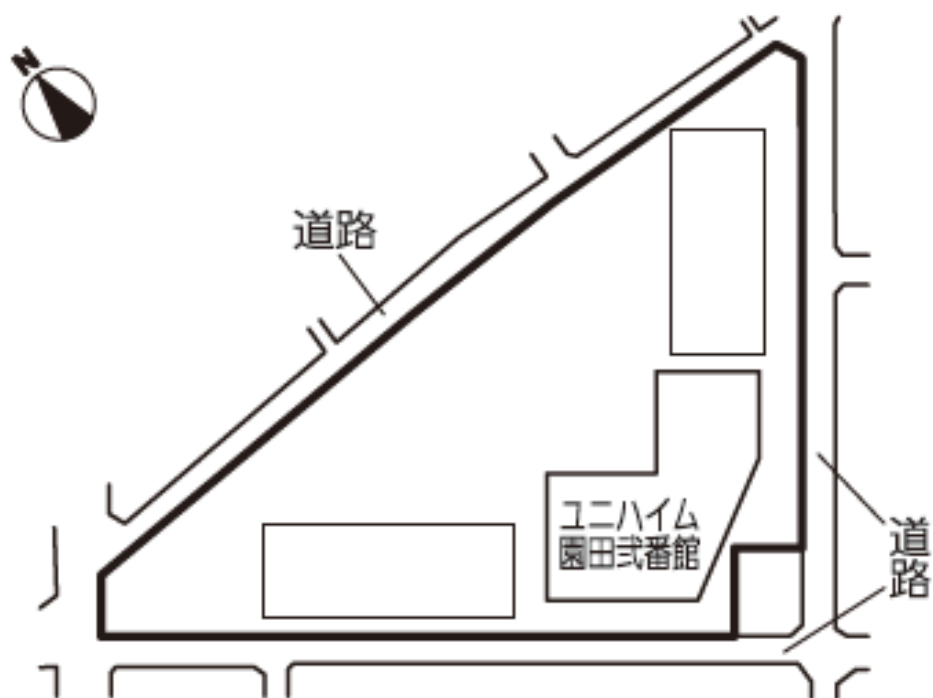


売却区分 番 号	1	見積価額	2 0, 2 4 0, 0 0 0円	
		公売保証金	2, 1 0 0, 0 0 0円	
公 売 財 産 の 表 示	(一棟の建物の表示)			
	所 在	尼崎市東園田町6丁目 4 6 番地 1		
	建 物 の 名 称	ユニハイム園田弐番館		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 1 5階建		
	床 面 積	1階	8 3 1. 7 9平方メートル	
		2階	7 2 5. 9 1平方メートル	
		3階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		4階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		5階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		6階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		7階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		8階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		9階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		1 0階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		1 1階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		1 2階	8 0 8. 1 1平方メートル	
		1 3階	7 2 6. 8 9平方メートル	
		1 4階	4 7 6. 6 7平方メートル	
		1 5階	3 1 0. 6 9平方メートル	
	(敷地権の目的である土地の表示)			
	土 地 の 符 号	1		
	所在及び地番	尼崎市東園田町6丁目4 6 番 1		
	地 目	宅地		
	地 積	1 2 5 0 9. 7 5平方メートル		
	(専有部分の建物の表示)			
	家 屋 番 号	東園田町6丁目 4 6 番 1 の 2 - 1 1 0 1		
	建 物 の 名 称	2 - 1 1 0 1		
	種 類	居宅		
	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建		
	床 面 積	1 1階部分 9 1. 2 1平方メートル		
	(敷地権の表示)			
	土 地 の 符 号	1		
	敷地権の種類	所有権		
	敷地権の割合	2 0 8 8 5 1 7 分の 9 5 5 1		

	以上登記事項証明書による表示
住居表示等	尼崎市東園田町6丁目46番地の1 2-1101
公売財産の概要	1 公売財産は、阪急電鉄神戸本線園田駅の南東方約650メートル（道路距離）の位置に存し、その属する地域は、共同住宅及び戸建住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。 2 公売財産に係る敷地権の目的である土地は、北側で幅員約6メートルの舗装された市道に、南西側で幅員約7メートルの舗装された市道に、北西側で幅員約13メートルの舗装された市道に、南東側で幅員約7メートルの舗装された市道に、それぞれに接面し、奥行北側市道より南方向に最大約110メートルの不整形（略三角形）の土地である。
法的規制	市街化区域、第1種中高層住居専用地域（指定容積率200パーセント、指定建蔽率60パーセント）、第2種高度地区、準防火地域、居住誘導区域
公売条件その他	1 公売財産に係る敷地権の目的である土地は、専門機関による土壌汚染状況調査等が行われていないため、土壌汚染の有無については不明である。 2 公売財産に係る敷地権の目的である土地は、専門機関による調査等が行われていないため、地下埋設物の有無については不明である。 3 公売財産に係る敷地権の目的である土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 4 公売財産の維持管理の状況は、不明である。 5 公売財産の内覧は、実施しない。 6 公売財産のうち専有部分の建物には、所有者は居住していないが、不動産内に動産がある。執行機関（市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理等は、全て買受人の責任において行うこととなる。 7 管理費（月額10,510円）、修繕積立金（月額11,570円）、玄関ポーチ使用料（月額130円）及び団地修繕積立金（月額4,510円）は、管理組合より管理の委託を受けた会社によると、令和7年6月27日現在で、それぞれ283,770円、312,390円、3,510円及び121,770円の滞納があり、その他に駐車場使用料及び駐輪場使用料についても、それぞれ156,000円及び4,600円の滞納があり、合わせて882,040円の滞納がある。



売却区分番号

1



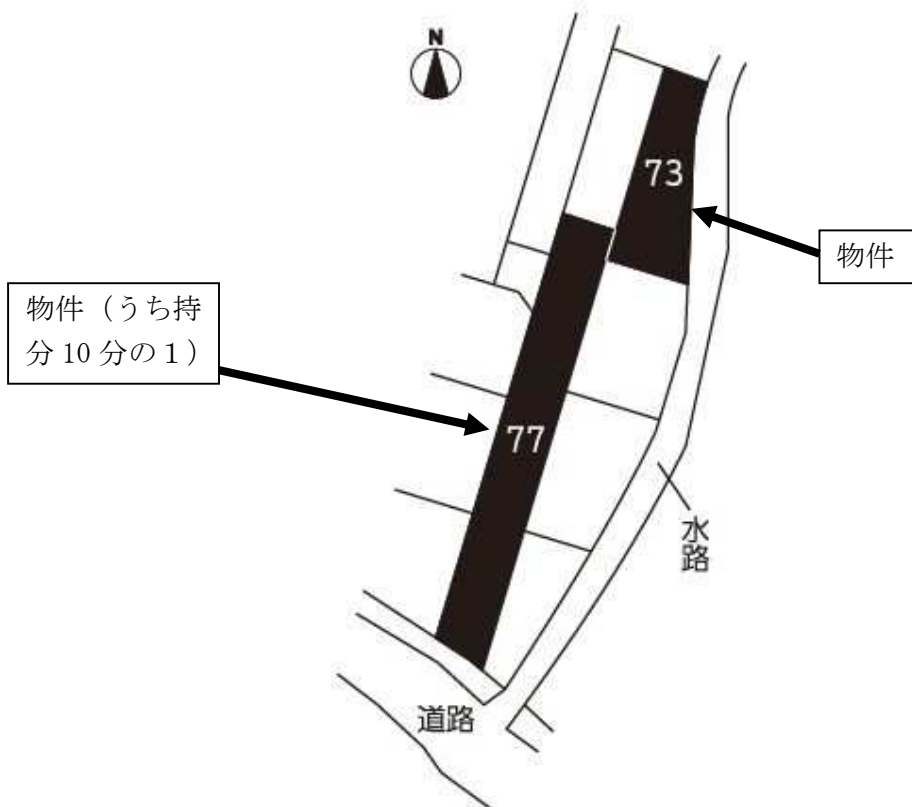
売却区分番号

1



売却区分 番 号	2	見積価額	5, 4 9 0, 0 0 0円
		公売保証金	〔内訳〕 公売対象物件①：2, 7 4 5, 0 0 0円 公売対象物件②：2, 7 4 5, 0 0 0円
			6 0 0, 0 0 0円
			〔内訳〕 公売対象物件①：3 0 0, 0 0 0円 公売対象物件②：3 0 0, 0 0 0円
公 売 財 産 の 表 示	公売対象物件① (土地の表示)		
	1	所 在 地 目 地 積	尼崎市西昆陽2丁目 7 3 番 宅地 6 6. 1 5平方メートル
	のうち平成2 6年7月3日の相続前より有していた持分2分の1 (土地の表示)		
	2	所 在 地 目 地 積	尼崎市西昆陽2丁目 7 7 番 宅地 1 3 8. 1 6平方メートル
	のうち平成2 6年7月3日の相続前より有していた持分2 0分の1 (主である建物の表示)		
	3	所 在 地 目 種 類 構 造 床 面 積	尼崎市西昆陽2丁目7 3番地 7 3 番 居宅 木造瓦葺2階建 1階 3 9. 7 3平方メートル 2階 3 3. 1 2平方メートル
	のうち平成2 6年7月3日の相続前より有していた持分2分の1		
	公売対象物件② (土地の表示)		
	4	所 在 地 目 地 積	尼崎市西昆陽2丁目 7 3 番 宅地 6 6. 1 5平方メートル
	のうち平成2 6年7月3日に相続した持分2分の1 (土地の表示)		
	5	所 在 地 番	尼崎市西昆陽2丁目 7 7 番

	地 目 宅地 地 積 138.16平方メートル のうち平成26年7月3日に相続した持分20分の1 (主である建物の表示) 6 所 在 尼崎市西昆陽2丁目73番地 家屋番号 73番 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺2階建 床 面 積 1階 39.73平方メートル 2階 33.12平方メートル のうち平成26年7月3日に相続した持分2分の1 以上登記事項証明書による表示
住 居 表示等	尼崎市西昆陽2丁目4番3号
公 売 財 産 の 概 要	1 公売財産は、阪急電鉄神戸本線武庫之荘駅の北西方約2.8キロメートル（道路距離）の位置に存し、その属する地域は、一般住宅のほか、農地等が見られる住宅地域である。 2 公売財産の表示1及び4の土地は、南西側で幅員約4.6メートルの舗装されていない私道にほぼ等高に接面した間口約2.3メートル、奥行約14.3メートルのほぼ整形の土地である。
法 的 規 制	市街化区域、第1種中高層住居専用地域（指定容積率200パーセント、指定建蔽率60パーセント）、第2種高度地区、準防火地域、居住誘導区域
公 売 条 件 そ の 他	1 公売財産の表示1、2、4及び5の土地は、専門機関による土壌汚染状況調査等が行われていないため、土壌汚染の有無については不明である。 2 公売財産の表示1、2、4及び5の土地は、専門機関による調査等が行われていないため、地下埋設物の有無については不明である。 3 公売財産の表示1、2、4及び5の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、埋蔵文化財包蔵の推定地に含まれている。 4 公売財産の維持管理の状況は、不明である。 5 公売財産の内覧は、実施しない。 6 公売財産の表示3及び6の建物には、所有者が居住している。執行機関（市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理等は、全て買受人の責任において行うことになります。 7 公売財産の表示1から3までについては、換価執行決定に基づく公売である。 8 公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括して公売に付する。



売却区分番号

2



売却区分番号

2

